

一般社団法人日本血栓止血学会 学術推進委員会 内規

(名 称)

第1条 一般社団法人日本血栓止血学会（以下、本会と称する）定款第7章第32条に基づき学術推進委員会（Scientific Promotion Committee: SPC、以下、本委員会と称する）を設置する。

(目 的)

第2条 本委員会は血栓止血学関連領域の各専門分野における先端的な学術情報の調査検討、創薬シーズの探索、診断・治療・予防法の開発等の研究・教育に関する学術的検討を行い、得られた成果を広く会員に公開する。

(部 会)

第3条 本委員会には当面、以下の部会を設置する。

- 1) 血管バイオロジー
- 2) 癌と血栓
- 3) 炎症・免疫と血栓
- 4) 凝固とその制御
- 5) 線溶とその制御
- 6) 血小板バイオロジー
- 7) 抗血栓療法
- 8) 動物モデル

(役員・構成員)

第4条

1. 本委員会には役員として本会理事長、本委員会委員長（理事1名）、副委員長（理事1名）、各部長（1名）をおく。役員は本会会員であることとする。役員は本会理事会で選任する。また、部長に指名される副部長（原則として2名）と部会員（2名程度）を置く。原則として副部長と部会員は本会会員であることとする。
2. 本委員会の委員長、副委員長、部長の任期は2年とする。但し、2期までの再任を妨げない。原則として部長は本委員会および学術標準化委員会の他部会の部長を兼任できない。

(事 業)

第5条

本委員会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 血栓止血学関連領域の各専門分野における最新情報の調査検討
- 2) 学術成果の公表及び研究・教育活動の啓発
 - a. 学術集会におけるシンポジウム等の開催
 - b. 関連学会とのシンポジウム等の共催
 - c. 学会誌への検討成果等の発表
 - d. 本会ホームページへの検討成果等の発表
- 3) その他

(活動報告書)

第6条

1. 部会長は年度末に活動成果報告書を本委員会委員長に提出する。
2. 本委員会は各部会の活動成果報告書を日本血栓止血学会誌および本会ホームページに掲載する。また助成金を受けた各企業には、求めに応じて当該部会の活動成果報告書や収支計算書などを提出する。

(事務局)

第7条

1. 事務局は本委員会委員長の下に、役員名簿の整理、助成金の出納管理等、本委員会の運営に必要な諸事務を行う。

付則

1. 本委員会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 本委員会内規は平成25年5月30日から施行する。
3. 本会会員は、本委員会・各部会主催の全ての会議に自由に参加できる。
4. 本委員会は、広く本会会員が参加できるように編集委員会等と連携し情報を提供する。
5. 本委員会は、国内の関連学会、血栓止血情報センター、国際血栓止血学会 (ISTH)、国際線溶学会 (ISFP)、米国血液学会 (ASH)、アジア太平洋血栓止血学会 (APSTH) 等の教育・研究活動と連携するように努める。

平成21年6月6日 制定

平成25年5月30日 改訂

平成27年9月19日 改訂